

社会福祉法人の固定資産税その 4

1. 社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

10 の 7 には「第 10 号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人が社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの」とあります。

社会福祉法第 2 条第 1 項

社会福祉法第 2 条第 1 項は「この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。」と書いてあります。

その第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業は社会福祉法第 2 条 2 項・3 項に書かれています。

その中から特養等に関係するところを抜粋します。

社会福祉法第 2 条 2 項

「 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する**養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム**を経営する事業」

社会福祉法第 2 条 3 項

「 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

四 老人福祉法 に規定する**老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業**及び同法 に規定する**老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センター**を経営する事業 」

政令で定めるもの

地方税法施行令第 49 条の 15 第 2 項

同じく特養等に関係するところを抜粋します。

「 2 法第 348 条第 2 項第 10 号の 6 に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

(7) 社会福祉法人が実施する **社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業**の用に供する固定資産 」

結果といたしましては「社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号」のうち「地方税法 348 条 2 項 10 号の 3」以外のものということになります。

従いまして「10 号の 6」で非課税となるのは社会福祉法人が

老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する固定資産となります。

1. 10の9の包括的支援事業

10号の9には「介護保険法第115条の47第1項の規定により市町村から同法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産」とあります。社会福祉法人とは書いてありませんが社会福祉法人が委託を受けて地域包括支援センターを特養等に併設するケースが多いので挙げて起きます。

介護保険法第115条の46第1項は次のとおりです。

「**地域包括支援センター**は、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。」

市町村から包括的支援事業の委託を受けた者が地域包括支援センターの用に供する固定資産には固定資産税は課することができません。